

## 『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

国土交通省自動車交通局  
技術安全部整備課

## 1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	自動車整備近代化資金
法人名	日本自動車整備商工組合連合会
基金額（国庫補助金等相当額）	4,647百万円（2,324百万円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	整備事業者が必要とする設備の近代化・合理化及び経営の安定化のための資金に対する債務保証及び利子補給

## 2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	○ 平成22年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 ○ 平成23年度以降、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	平成22年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了する。
次の見直し時期	今回の見直しから新規申請の受付終了までの期間が4年間であるため、次の見直し時期は設定しない。
基金事業の目標	○ 平成22年度までに、指定整備工場数を30,000とする。  （注）基金事業の設置目的である指定整備率の維持・向上には、新規の指定整備工場の指定と既存の指定整備工場の維持・拡張が寄与しており、評価指標として指定整備工場数を目標に使用する。 指定整備工場数の増加には様々な要因があるため、本事業のみの要因で指定整備工場数が何件増加したかを特定することは困難。しかしながら本事業は指定整備工場数の増加の一因となっているため、目標値として具体的な数値を示したところ。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.3（債務保証事業）及び0.8（利子補給事業）であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	（債務保証事業に係る保有割合の算出に用いた方式） 保有割合 = 直近年度末の基金額の按分値 × 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率 ÷ （債務保証残高 + 債務保証見込額 + 損失引当金 + 管理費） （算出に用いた数値）（債務保証限度額の倍率を除き、単位は百万円） 平成17年度末の基金額の按分値：2,533 基金保有額に対する債務保証限度額の倍率：10.0 平成17年度末の債務保証残高：15,331 平成18年度の債務保証見込額：3,790 過去3年間の平均損失引当金 × 終期までの期間（年）：36 過去3年間の平均管理費 × 終期までの期間（年）：108 （利子補給事業に係る保有割合の算出に用いた方式） 保有割合 = 直近年度末の基金額の按分値 ÷ （利子補給見込額 + 管理費） （算出に用いた数値）（単位は百万円） 平成17年度末の基金額の按分値：2,114 事業終了までの利子補給見込額：2,686 過去3年間の平均管理費 × 終期までの期間（年）：96
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・ <b>無</b>
その他	昭和58年度から平成17年度までの通算実績 債務保証：1,893億円（17,322件） 利子補給：106億円

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。